

第二部 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

「債券内容説明書 発行者情報の部 平成21年度決算」(平成22年12月1日現在)(以下「本説明書発行者情報の部」という。)

2. 参照書類の補完情報

(1) 事業等のリスク及び将来に関する事項について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての本説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、本説明書発行者情報の部の作成日(平成22年12月1日)以降、本説明書証券情報の部の作成日(平成23年6月2日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、本説明書発行者情報の部には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下に記載された事項を除き、本説明書証券情報の部の作成日(平成23年6月2日)現在においてもその判断に変更はありません。

(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について

行政刷新会議における審議等を踏まえ、平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されています。

以下に本基本方針の全文、及び本基本方針の「(別表)各独立行政法人について講ずべき措置」より当機構に関する部分を抜粋して掲載しております。

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

平成22年12月7日

閣議決定

I 独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成13年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、①様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、②移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約10年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず①事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適当かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考えの下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講ずべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かか

る観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。
なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

II 事務・事業の見直しについて

独立行政法人のすべての事務・事業について、以下の基本的な考え方に基づき点検作業を進めてきており、各独立行政法人の事務・事業について講ずべき措置は、別表のとおりである。

1. 研究開発関係

- 国の政策に基づく研究開発を確実に実施するため、国の政策目的や優先度を踏まえて、研究開発テーマを重点化する。
- 複数の独立行政法人が類似の研究開発を行っている場合、事業の再編・統廃合等により重複排除を図り、重点的な研究開発を推進する。
- 資金配分先の選択が固定化しないようにするとともに、優先度に即して、より効率的・効果的なものに資金配分がなされるように、競争的資金制度の大きくくり化を図る。
- 国と独立行政法人がそれぞれ類似の競争的資金制度を有している場合、可能な限り、より効率的に実施できる体制の下で一元化する。
- 研究開発以外の業務に付随して行う調査研究について、主たる業務を行う上で必要不可欠なものに重点化する。

2. 金融関係

- 民間での実施や他の手段で代替できるなど、政策的意義が低下している金融関係事業は廃止する。
- 政策的意義が高く引き続き独立行政法人で実施すべきと考えられる金融関係事業については、リスク審査を強化するなどして、財務内容の健全化を進める。
- 債権管理・資金回収を強化する。
- 共済、年金及び保険については、資産運用管理を強化し、運用益の拡大や繰越欠損金の解消を図る。

3. 研修・試験関係

- 独立採算が可能で、民間でも実施能力のあるものについては、民間で行うものとする。また、独立行政法人で行うものについても、可能な限り、民間委託を推進する。その際、公的な位置付けが必要な試験については、その位置付けの維持に留意する。
- 自治体の権限に関連するもの、地域のニーズに応じてきめ細やかに実施すべきもの及び既に自治体が類似事業を実施しているものについては自治体への移管を図る。
- 実績の低い研修等は廃止するとともに、政策的意義について改めて検証し事業の重点化を図るなど、事業の効率化・重点化を推進する。

4. 施設管理・運営関係

- 稼働率が低いもの、他に代替施設があるもの等、政策的意義が低いものは廃止する。
- 民間や自治体でも実施可能なものについては、独立行政法人は業務を行わない。

5. 検査・分析関係

- 技術面等から民間で実施可能な定型的検査・分析等の業務については、公平・中立性を確保した上で、可能な限り民間で実施する。

6. 病院関係

- 診療事業については、交付金対象事業を国の政策上特に必要と認められる分野に限定し、国費に頼らない形での実施を目指す。
- 管理部門の縮小、地域事務所の見直し、人員削減等により事務・間接部門の一層の効率化を図る。

7. その他

- ① 情報収集・提供
 - 民間や他法人が類似の情報収集・提供業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。
- ② 交流・招へい
 - 民間や他法人が類似の交流・招へい業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。
- ③ 助成・振興
 - 事業の実施に当たっては、国が要件等を具体的に定めるとともに、政策的意義を十分検証し、事業規模を必要最小限とする。
 - 中小企業やベンチャー企業等の研究開発に関し、その成功時の売上等に係る納付を前提として、独立行政法人が財投資金から調達して行う支援事業は原則として廃止する。

III 資産・運営の見直しについて

独立行政法人の資産・運営については、以下の取組を進める。また、各独立行政法人の資産・運営について個別に講ずべき措置は、別表のとおりである。

1. 不要資産の国庫返納

- 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認めら

れるものについては速やかに国庫納付を行う。

- 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。
- なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外にも、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。

2. 事務所等の見直し

- 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。
- 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。
- 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。
- 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。
- 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

- 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。
- また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

- 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

④ 調達の見直し

- 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
 - ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。
 - イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。
 - ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。
- 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。
- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。
 - ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。
 - イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を

検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。
ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。

- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

② 管理運営の適正化

- 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。
- 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。
- また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。
- 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

5. 自己収入の拡大

- 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。
- また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。
- 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

6. 事業の審査、評価

- 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。
- また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

各独立行政法人について講ずべき措置

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	福祉貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。
02	医療貸付事業			さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。
03	福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。
			23年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。
04	福祉保健医療情報サービス (WAMNET事業)	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。
05	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。
06	社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。
07	退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
08	心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
09	【経過業務】承継年金住宅融資等債権管理回収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
10	長寿・子育て・障害者基金事業基金、戸塚宿舎	22年度中に実施	長寿・子育て・障害者基金事業基金（2787億円）及び戸塚宿舎を国庫納付する。	
11	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほか	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほかを国庫納付する。	
12	東久留米宿舎、小金井宿舎ほか	24年度以降実施	東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付する。	
13	政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。	
14	組織体制の整備	大阪事務所管理部門の廃止	22年度中に実施	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。

(3) 中期目標（第2期）及び中期計画（第2期）の変更について

「(2) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について」に記載の通り、平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されました。

これを受け、平成20年2月に定められ、平成22年3月に変更された当機構の中期目標（第2期）及び中期計画（第2期）は、平成23年3月に再度変更されております。再変更後の中期目標（第2期）及び中期計画（第2期）の内容は以下の通りです。

独立行政法人福祉医療機構中期目標

平成20年2月29日付厚生労働省発社援第0229002号指示

変更：平成22年3月29日付厚生労働省発社援0329第66号指示

変更：平成23年3月30日付厚生労働省発社援0330第5号指示

独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

平成20年2月29日

厚生労働大臣

舛添 要一

第1 中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成20年4月から平成25年3月までの5年とする。

第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項

独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

2 業務管理（リスク管理）の充実

効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。

第3 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。

- ・ 福祉医療貸付事業
- ・ 福祉保健医療情報サービス事業
- ・ 退職手当共済事業
- ・ 年金担保貸付事業
- ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。

(3) 情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のIT技能の習得を推進すること。

2 経費の節減

(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。

(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

- ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図ること。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。
- ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。

(3) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。

併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。

- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

第4 業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。
- (3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (4) 民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。
- (5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。
ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。
- (3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (4) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

- (1) 福祉医療貸付事業等の効率化

- ① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い、平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減

し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。

- ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。
- ③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。

(2) リスク管理債権の適正な管理

福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。

ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。

- (2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。

- (3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討すること。

- (4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマに基づき、毎年度、助成方針を定め公表すること。

- (2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。

また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。

- (3) 助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。

(4) 助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効果的かつ効果的な評価を行うこと。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。

(5) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。

(6) 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。

(2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。

(3) 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効果的な運用に努めること。

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効果的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。

② 運用の目標

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。

- ③ 運用におけるリスク管理
扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。
- ④ 年金給付のための流動性の確保
扶養保険事業の財政見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保すること。
- ⑤ 運用に関する基本方針の策定
扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。
- ⑥ 基本ポートフォリオの策定
基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。
 - ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。
 - ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
 - ・ 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。
- ⑦ 基本ポートフォリオの見直し
基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。
- ⑧ リスク管理の徹底
基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。
- ⑨ 運用手法
長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。
- ⑩ 企業経営等に与える影響への考慮
企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主義決権の行使などの適切な対応を行うこと。
- ⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証
扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。

(3) 事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。

8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。

なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減すること。

(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用すること。

(3) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、

業務・システムの最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度から現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じること。

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。
- (2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。
また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。
- (3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。
- (4) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。

- ① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
- ② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。
- ③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。

(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。

3 資産の有効活用

機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。

また、利益剰余金や保有する施設等について、保有の必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて不断の見直しを行い、不要と認められるものについては、速やかに国庫納付すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

人事に関する事項

(1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。

(2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。

独立行政法人福祉医療機構中期計画

平成20年3月31日付厚生労働省発社援第0331001号認可
変更：平成22年3月29日付厚生労働省発社援0329第69号認可
変更：平成23年3月31日付厚生労働省発社援0331第14号認可

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成20年2月29日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。

平成20年2月29日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 山口 剛彦

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

(1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。

(2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。

(3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

2 業務管理（リスク管理）の充実

- (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。
また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。
- (2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの抑制に努める。
- (3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。
 - ・ 福祉医療貸付事業
 - ・ 福祉保健医療情報サービス事業
 - ・ 退職手当共済事業
 - ・ 年金担保貸付事業
 - ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務
- (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。
- (3) 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図る。
- (4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。
- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。
 - ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。
 - ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
 - ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。
- (3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。
- (4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並び

に承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。)については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準(ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準)として5%以上を削減する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。
特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。
- (3) 利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、福祉施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。
- (4) 協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。
- (5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とする。
また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。

2 福祉医療貸付事業(医療貸付事業)

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基

本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。

ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。

- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。

- (3) 利用者サービスの向上を図るため、借入申込書類の簡素化を促進するとともに、医療施設の整備計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行う。

- (4) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を30日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。

また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

- (1) 福祉医療貸付事業等の効率化

- ① 融資対象の重点化及び融資率の引下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。
- ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。
- ③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。

- (2) リスク管理債権の適正な管理

- ① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。

また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。

- ② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。

- (2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。

- (3) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化する。

- (4) 顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。

- (5) 個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは

悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業に重点化し、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。

- (6) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。
- (7) 施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。
- (8) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。
- (9) 施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。
なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。
- (10) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限った助成対象事業及び助成対象テーマについて、毎年度、募集要領等に明記し、公表する。
- (2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。
また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。
- (3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。
- (4) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。
- (5) 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (6) 助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。
また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。
- (7) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。
なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。
- (8) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。
- (9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする。
- (10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明

会を中期目標期間内に15回以上開催するなど効果的な普及を行う。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。
- (2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。
- (3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。
- (4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。

② 運用の目標

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。

③ 運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

④ 年金給付のための流動性の確保

年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し

扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。

⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方

資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。

その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。

併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。

⑦ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。

扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%
外国債券	7.8%	±5%
外国株式	7.8%	±5%
短期資産	5.0%	±4%

(目標収益率3.20%、標準偏差5.05%)

⑧ 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。

⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。

・資産全体

資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。

・各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。

・各運用受託機関

運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。

また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。

・各資産管理機関

資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。

また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。

⑩ 運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心とする。

⑪ 企業経営等に与える影響への考慮

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議

決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。

8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。

なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減する。

(2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間ヒット件数を1億9,000万件以上、利用機関登録数を7.5万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。

(3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用する。

(4) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

なお、当該事業については、見直しの基本方針に基づく当面の方策として、平成23年度から現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じる。

(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。

(2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。

また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。

(3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。

(4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。

- (5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- ① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
- ② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。
- ③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- ④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。
- ⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。
- ⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。

(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算 別表1のとおり

2 収支計画 別表2のとおり

3 資金計画 別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1 限度額 91,600百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

見直しの基本方針に基づき、以下のとおり国庫納付する。

- ・宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舍（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舍（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び公庫総合運動場（東京都三鷹市）について、平成23年度中に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。
- ・東久留米宿舍（東京都東久留米市、戸建3戸）、小金井宿舍（東京都小金井市、戸建2戸）、玉川宿舍（東京都世田谷区、戸建2戸）、日野宿舍（東京都日野市、戸建5戸）、用賀宿舍（東京都世田谷区、集合住宅1棟）、上大岡宿舍（横浜市港南区、集合住宅1棟）、宝塚宿舍（兵庫県宝塚市、集合住宅1棟）、千里山宿舍（大阪府吹田市、集合住宅1棟）、高槻宿舍（大阪府高槻市、集合住宅1棟）について、平成24年度以降に、原則現物納付により国庫納付する。ただし、現物納付が困難な場合は売却し金銭納付を行う。

- ・年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項
業務改善にかかる支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源
- ・労災年金担保貸付勘定に係る事項
将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

- ① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。
- ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
- ③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。
- ④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。

(2) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。

(参考1) 期初の常勤職員数 299人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 11,509百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分にに関する事項

前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。

予算
中期計画(平成20年度～平成24年度)の予算

別紙1

(単位:百万円)

区 別	金 額									計
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定		
収入										
運営費交付金	17,673		2,979	637						21,288
国庫補助金	9,142		124,728							133,869
社会福祉振興助成費補助金	9,142									9,142
給付費補助金			124,728							124,728
利子補給金	27,365									27,365
福祉医療貸付事業収入										
福祉医療貸付金利息	343,348									343,348
経営指導事業収入	175									175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97									97
基金事業運用収入	687	7,991								8,678
退職手当共済事業収入			320,699							320,699
掛金			195,414							195,414
都道府県補助金			124,723							124,723
退職手当給付費支払資金戻入			524							524
給付費支払資金運用等収入			37							37
心身障害者扶養保険事業収入				171,543						171,543
保険料収入				46,474						46,474
保険金				61,847						61,847
特別給付金				360						360
弔慰金				1						1
信託運用収入				2,688						2,688
扶養保険資金戻入				60,172						60,172
年金担保貸付事業収入										
年金担保貸付金利息					22,655					22,655
労災年金担保貸付事業収入										
労災年金担保貸付金利息						363				363
承継債権管理回収業務収入							414,044			414,044
承継債権貸付金利息							414,012			414,012
手数料収入							32			32
利息収入	141	7				112	8,568			8,829
有価証券等売却収入	276,497	4								276,497
雑収入	110		7		2			14		142
計	675,235	8,002	448,412	172,182	22,772	364	422,626			1,749,593
支出										
福祉医療貸付事業費	361,923									361,923
支払利息	360,209									360,209
業務委託費	844									844
債券発行諸費	870									870
社会福祉事業振興事業費		6,818								6,818
社会福祉振興助成金	9,142									9,142
退職手当共済事業費			445,426							445,426
退職手当給付金			444,937							444,937
退職手当給付費支払資金繰入			489							489
心身障害者扶養保険事業費				171,543						171,543
支払保険料				46,474						46,474
年金給付保険金				60,172						60,172
弔慰金給付保険金				360						360
特別弔慰金給付金				1						1
扶養保険資金繰入				64,535						64,535
年金担保貸付事業費					21,005					21,005
支払利息					11,496					11,496
業務委託費					8,916					8,916
債券発行諸費					593					593
労災年金担保貸付事業費						158				158
業務委託費						40	17,318			17,318
業務経費	7,377	109	1,616	258	279					26,997
福祉医療貸付業務経費	2,490									2,490
経営指導業務経費	399									399
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,236									4,236
社会福祉事業振興業務経費		109								109
社会福祉振興助成業務経費	252									252
退職手当共済業務経費			1,616							1,616
心身障害者扶養保険業務経費				258						258
年金担保貸付業務経費					279					279
労災年金担保貸付業務経費						40				40
承継債権管理回収業務経費							17,318			17,318
一般管理費	1,256	86	181	41	190	37	554			2,345
人件費	9,563	614	1,188	340	599	75	2,112			14,492
計	389,261	7,627	448,412	172,182	22,074	311	19,985			1,059,851

(注1) 承継教育資金貸付けあつせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成21年度をもって廃止し、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしている。

(注3) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額 11,509百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

1. 一般勘定については、次の算定方法を用い算出する。

$$\text{運営費交付金} = (\text{人件費} + \text{経費}) \times \alpha + \text{退職手当} - \text{自己収入} + \text{当年度の所要額計上経費} + \text{特殊要因}$$

2. 共済勘定及び保険勘定については、一括して次の算定方法を用い算出する。

$$\text{運営費交付金} = (\text{人件費} + \text{経費}) \times \alpha + \text{退職手当} - \text{自己収入} + \text{特殊要因}$$

α: 効率化係数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

・人件費 = $A \times \beta \times \gamma$

A: 直前の年度における基本給等(基本給+諸手当+時間外手当)+公務災害補償費+雇用保険料+労災保険料+健康保険料負担金+介護保険料負担金+厚生年金保険料負担金+厚生年金基金掛金負担金+国家公務員等共済組合長期給付負担金+児童手当拠出金

β: 昇給原資率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

γ: 給与改定率(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

退職手当の金額は、毎年度の予算編成時に必要額を算出する。

退職一時金及び厚生年金基金の積立不足解消のための掛金を含む厚生年金基金への払い込み掛金の財源は、一般勘定、共済勘定及び保険勘定については、運営費交付金によって措置されるものとする。

・経費 = (業務経費+一般管理費) × δ

業務経費は、所要額計上経費を除く。

δ: 消費者物価指数(毎年度の係数については予算編成時に具体的な数値を定める。)

・自己収入 = 経営指導事業収入+雑収入等

雑収入は、社会福祉振興助成事業に係る助成金の返還金を除く。

・所要額計上経費: 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費

・特殊要因: 法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要であって、毎年度の予算編成過程において決定する。

[注 記]

前提ルール

・昇給原資率(β)、給与改定率(γ)及び消費者物価指数(δ)の伸び率を0として推定。

・効率化係数(α)は、平成19年度予算における運営費交付金対象見合い経費に対し中期計画最終年度(平成24年度)が15.5%の削減になるよう、各事業年度毎に具体的な数値を定める。

中期計画予算においては、平成19年度予算に対し以下の数値を仮置きし試算する。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
0.969	0.938	0.907	0.876	0.845

収支計画
平成20年度～平成24年度の収支計画

別紙2

(単位:百万円)

区 別	金 額										計	
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 貸 金 付 勘 定	担 保 勘 定	労 災 保 険 勘 定	年 金 勘 定	担 保 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定		承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定
費用の部	401,192	7,639	448,450	115,140	22,338		346		20,093			1,015,198
經常費用	401,192	7,639	447,961	107,648	22,338		346		20,093			1,007,217
福祉医療貸付業務費	376,079											376,079
借入金利息	331,801											331,801
債券利息	34,000											34,000
債券発行諸費	870											870
業務委託費	843											843
福祉医療貸付業務経費	2,483											2,483
貸倒引当金繰入	6,081											6,081
経営指導業務費												
経営指導業務経費	398											398
福祉保健医療情報サービス業務費												
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,235											4,235
社会福祉事業振興業務費		6,925										6,925
社会福祉事業振興事業費		6,818										6,818
社会福祉事業振興業務経費		107										107
社会福祉振興助成業務費	9,394											9,394
社会福祉振興助成費	9,142											9,142
社会福祉振興助成業務経費	252											252
退職手当共済業務費			446,552									446,552
退職手当給付金			444,937									444,937
退職手当共済業務経費			1,615									1,615
心身障害者扶養保険業務費				107,265								107,265
支払保険料				46,474								46,474
給付金				60,533								60,533
心身障害者扶養保険業務経費				258								258
年金担保貸付業務費					21,461							21,461
借入金利息					1,384							1,384
債券利息					10,169							10,169
債券発行諸費					593							593
業務委託費					8,957							8,957
年金担保貸付業務経費					279							279
貸倒引当金繰入					79							79
労災年金担保貸付業務費								232				232
業務委託費								158				158
労災年金担保貸付業務経費								40				40
貸倒引当金繰入								33				33
承継債権管理回収業務費									17,318			17,318
承継債権管理回収業務経費									554			554
一般管理費	1,252	86	181	40	190		37					2,340
減価償却費	322	18	46	4	93		3					608
人件費	9,512	611	1,182	338	595		75		2,098			14,409
臨時損失			489	7,492								7,981
退職手当給付費支払資金繰入			489									489
心身障害者扶養保険責任準備金繰入				7,492								7,492
収益の部	401,172	8,060	448,450	160,163	22,717		367		421,930			1,462,859
運営費交付金収益	17,673		2,979	637								21,289
福祉医療貸付事業収入	346,231											346,231
経営指導事業収入	175											175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97											97
基金事業運用収入		8,053										8,053
退職手当共済事業収入			195,451									195,451
掛金			195,414									195,414
給付費支払資金運用等収入			37									37
心身障害者扶養保険事業収入				117,781								117,781
受取保険料				46,474								46,474
保険金				62,208								62,208
金銭の信託運用益				9,098								9,098
年金担保貸付事業収入					22,594							22,594
労災年金担保貸付事業収入								366				366
承継債権管理回収業務収入									412,689			412,689
年金住宅資金等貸付金利息									412,657			412,657
手数料収入										32		32
補助金等収益	36,507		249,450									285,957
社会福祉振興助成費補助金収益	9,142											9,142
国庫補助金収益			124,728									124,728
都道府県補助金収益			124,723									124,723
利子補給金収益	27,365											27,365
資産見返運営費交付金戻入	272		45	3	10		1		122			453
財務収益												
受取利息	141	7			112				6,755			7,016
雑益	58				0							59
臨時利益			524	41,742					2,364			44,631
貸倒引当金戻入益									2,364			2,364
退職手当給付費支払資金戻入益			524									524
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益				41,742								41,742
前中期目標期間繰越積立金取崩額	18											18
総利益又は総損失(△)	△ 20	421	0	45,023	379		21		401,837			447,661

(注1) 承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成21年度をもって廃止し、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしている。

(注3) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入にしているため、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画
平成20年度～平成24年度の資金計画

別紙3

(単位:百万円)

区 別	金 額										計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 等 ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	資 金 勘 定		
資金支出	3,774,930	66,200	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673		32	9,214,220	
業務活動による支出	2,058,961	11,229	447,923	107,646	1,141,888	28,253	1,763,690		32	5,559,622	
福祉医療貸付事業費	361,923									361,923	
福祉医療貸付金による支出	1,669,700									1,669,700	
社会福祉事業振興事業費		6,818								6,818	
社会福祉振興助成金による支出	9,142									9,142	
退職手当共済事業費			444,937							444,937	
心身障害者扶養保険事業費				107,008						107,008	
年金担保貸付事業費					21,005					21,005	
年金担保貸付金による支出					1,118,400					1,118,400	
労災年金担保貸付事業費						158				158	
労災年金担保貸付金による支出						27,900				27,900	
人件費支出	9,563	614	1,188	340	599	75	2,112		2	14,495	
経営指導業務費	399									399	
その他の業務支出	8,234	195	1,797	299	470	77	18,123		1	29,196	
国庫納付金の支払額		3,602			1,415	42	1,743,454		29	1,748,542	
投資活動による支出		54,861		64,535			1,364,800			1,484,196	
譲渡性預金の預入による支出				64,535			1,364,800			1,364,800	
金銭の信託の増加による支出										64,535	
有価証券の取得による支出		54,500								54,500	
財政融資資金預託金の増加による支出		361								361	
財務活動による支出	1,712,191				386,833					2,099,024	
長期借入金の返済による支出	1,393,481				73,633					1,467,114	
短期借入金の返済による支出					56,200					56,200	
債券の償還による支出	40,000				257,000					297,000	
政府出資の払戻による支出	278,710									278,710	
次期中期目標の期間への繰越金	3,778	110	417	26	534	330	66,183			71,378	
資金収入	3,770,941	66,200	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673		32	9,210,231	
業務活動による収入	1,802,440	7,999	447,887	112,010	1,144,623	28,297	1,342,259		1	4,885,516	
福祉医療貸付事業収入	343,348									343,348	
福祉医療貸付回収金による収入	1,403,702									1,403,702	
経営指導事業収入	175									175	
福祉保健医療情報サービス事業収入	97									97	
基金事業運用収入	687	7,987								8,675	
退職手当共済事業収入			195,451							195,451	
心身障害者扶養保険事業収入				111,371						111,371	
年金担保貸付事業収入					22,655					22,655	
年金担保貸付回収金による収入					1,121,851					1,121,851	
労災年金担保貸付事業収入						363				363	
労災年金担保貸付回収金による収入						27,934				27,934	
承継債権管理回収業務収入							414,044			414,044	
承継融資業務収入							919,633			919,633	
承継教育資金貸付けあっせん業務収入									1	1	
運営費交付金収入	17,673		2,979	637						21,288	
補助金等収入	36,507		249,450							285,957	
その他の業務収入	250	11	7	2	117	0	8,582			8,971	
投資活動による収入	276,497	55,005		60,172			1,741,700			2,133,375	
譲渡性預金の払出による収入				60,172			1,741,700			1,741,700	
金銭の信託の減少による収入					60,172					60,172	
有価証券の償還による収入		53,500								53,500	
有価証券の売却による収入	275,222									275,222	
財政融資資金預託金の減少による収入	1,275	1,505								2,780	
財務活動による収入	1,690,600				384,500					2,075,100	
長期借入れによる収入	1,478,600									1,478,600	
短期借入れによる収入					84,500					84,500	
債券の発行による収入	212,000				300,000					512,000	
前期中期目標の期間よりの繰越金	1,404	3,196	453	26	132	285	110,714		31	116,241	

(注1) 承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成21年度をもって廃止し、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしている。

(注3) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入にしているため、端数において合計とは合致しないものがある。

(4) 年度計画の策定

当機構は、「民間活動応援宣言」を掲げ、お客さま目線を大切に、福祉と医療の一体的な商品・サービスの提供を通じて地域の福祉と医療の連携、地域力の向上に貢献していきたいと考えております。また福祉と医療の専門店として専門性を磨き、民間活動を応援していきます。

当該経営理念を踏まえ、当機構では通則法第31条の規定に基づき、第2期中期計画に基づく平成23年度計画を定めております。内容は以下の通りです。

独立行政法人福祉医療機構年度計画

独立行政法人福祉医療機構は、平成20年10月に策定した経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

平成23年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成23年3月31日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 事務・事業の合理化・効率化のため、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図る。
- (2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。
- (3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力の強化を図り、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりを推進する。

2 業務管理（リスク管理）の充実

- (1) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行う。
また、監査室による検査とQMS内部監査を統合することにより、監査機能を高度化し、業務管理の充実を図る。
さらに、平成21年度に策定したリスク・危機管理基本方針等に基づき、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等を抽出した「リスク対応計画」の評価及びリスクの管理を行う。
業務改善活動については、組織横断的に業務改善を検討するなど、更なる活性化を図る。
- (2) ALM（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、モデルの精度向上に努める。
- (3) 情報資産の安全確保等の観点から、平成22年度に実施した自己点検結果等を基に、情報セキュリティ対策の強化を図る。
また、平成21年度に策定した個人情報保護マニュアルを基に、保有個人情報の適切な管理及び保護について更な

る強化を図る。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- (1) 平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化を図る。
- (2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても計画的なシステム改修・改善等を行う。
- (3) 業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るため、情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として、情報化推進体制の強化を図るとともに、IT技術に精通した人材を育成するための研修プログラムに基づき外部研修の受講及びワークショップを実施する。
- (4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

- (1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。
- (2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。
 - ① 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
 - ② 随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善により、コストの削減や透明性の確保を図る。
 - ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。
 - ④ 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。
- (3) 業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進する。
- (4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、効率的な利用に努めるとともに、更なる経費の削減への取組を行う。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）を確実に実行するため、常勤職員数を抑制し、人件費削減に取組む。

併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組を計画的に進めるとともに、取組状況を公表する。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成 23 事業年度
貸 付 契 約 額	171,500,000 千円
資 金 交 付 額	152,600,000 千円

(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。

(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備、療養病床の再編等に係る資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

また、平成23年度予算においては、

① 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに係る償還期間の延長及び融資率の優遇

② 木造の耐火建築物及びエネルギー効率の高い設備品に係る融資率の優遇等

が認められたことから、これらの円滑な導入を図るなど、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備する。

(3) 借入申込書類の簡素化を促進するとともに、事業者に対する積極的な融資内容の周知や個別融資相談の実施、借入申込の手引きの電子媒体による配布などを行い、利用者サービスの向上を図る。

特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期段階からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。

また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。

(4) 平成22年度に引き続き、協調融資制度についての周知等を行う。

(5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成 23 事業年度
貸 付 契 約 額	162,300,000 千円
資 金 交 付 額	136,900,000 千円

(1) 医療貸付事業については、医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。

また、病院への融資については、引き続きガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。

(2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図るとともに、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備、療養病床の再編等に係る資金や、セーフティネットとして、金融環境変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金（出産一時金等の制度見直しに伴う運転資金を含む）の需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

また、平成23年度予算においては、

① 病院及び介護老人保健施設に係る償還期間の延長、病院に係る先進医療等に寄与する機械購入資金の追加

② 社会医療法人の施設整備、医療提供体制施設整備交付金の地球温暖化対策事業の対象となる施設整備及び感染

症の流行等により診療が停止した施設に対する運転資金に係る優遇等が認められたことから、これらの円滑な導入を図るなど、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備する。

- (3) 借入申込書類の簡素化を促進するとともに、全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図る。また、代理貸付が円滑に行われるよう受託金融機関に対して実務者研修を実施し、貸付手順の周知や問題点の認識の共有化を図るなど、利用者サービスの向上に努める。

特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と施設の機能強化に資する観点から、計画の早期段階から相談を受け、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。

また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。

- (4) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。また、融資審査においては、病院の機能等や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

(1) 福祉医療貸付事業等の効率化

- ① 福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率の見直しを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ、引き続き中期目標に掲げる水準の達成を図る。
- ② 福祉医療貸付事業の金利の設定に当たっては、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。
- ③ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等の見直しを行う。

(2) リスク管理債権の適正な管理

- ① 貸付先の経営情報を継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努める。
福祉医療貸付事業及び福祉医療経営指導事業との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。
また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。
- ② 貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要にかんがみるとともに、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。
- ③ 毀損の著しい債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、平成23年度における延べ受講者数を2,070人以上とする。
- (2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成23年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。
- (3) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「見直しの基本方針」という。）に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等に重点化したセミナーに組み替える。
- (4) 平成22年度に策定した経営指標に基づき、保育所の簡易経営診断を実施する。
- (5) 個別経営診断については、平成23年度において延べ280件以上の診断を実施する。

なお、個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立ったとの回答を得られるように努める。

また、経営改善支援の手法を開発するため、経営診断の実施等を通じて、引き続き具体的な経営管理の実情を把握する。

(6) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。

(7) 法人全体の決算状況に基づく定量的分析による経営状況比較を行い、債権管理への活用を図る。

(8) 経営支援について機構からの情報発信を強化するため、機構におけるこれまでの調査・研究の成果等も踏まえつつ、セミナー等における情報提供の拡充を図るとともに、福祉・医療施設の経営についての優良事例等の収集・分析を行う。

なお、見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導等のノウハウについて、民間へ普及するための具体的な手法等を検討する。

(9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。

5 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 助成事業の募集に当たっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、国と協議のうえ設定する。

なお、平成23年度から助成対象事業や助成対象テーマが変更となったことに伴い、利用者の手続きに混乱を招くことがないように、留意事項などを募集要領等に明記し、公表するとともに、広く周知する。

(2) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。

また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。

(3) 特定非営利活動法人等を育成、支援し、その活動を後押しする観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。

(4) 各種提出書類の様式の見直し及び申請書類の提出の電子化などを促進し、助成先団体等の事務負担の軽減を図る。

(5) 平成23年度分の「助成金申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。

(6) 事後評価の効率的かつ効果的な運用を図るため、審査・評価委員会において、平成23年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づき、事後評価を実施する。

なお、助成先団体へのヒアリングを通して行う評価については、より効率的かつ効果的に実施するものとし、その成果を踏まえ、助成先団体において助成終了後も継続される事業等への有効な助言を行う。

(7) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、平成24年度分の助成事業の選定方針の改正に適正に反映するなど、継続的な改善に活用する。

また、事後評価の結果に基づき、必要に応じて、助成対象事業や助成対象テーマの見直しについて国に提案する。

- (8) 助成終了後1年経過後に行うフォローアップ調査に加え、おおむね3年経過後にもフォローアップ調査を実施し、活動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、その成果を選定方針の策定等に活かす。
- (9) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、団体の事業実施に対して的確な相談・助言等に努める。
また、そのために必要な職員の専門性の向上に努める。
- ① 今日的な課題を把握し、機構が主体性を持って民間福祉活動を積極的に支援していくため、助成先団体等との意見交換等を計画的に実施する。
 - ② NPO等の地域の民間福祉活動に対しては、事業計画段階から、助成年度中、事業完了後においても的確な相談、助言等が可能な専門スタッフの育成やその体制づくりを図る。
 - ③ 専門家や現場とのネットワークづくりによって、現場の活性化や専門スタッフの育成を図る。
- (10) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。
- (11) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度が70%以上の回答を得る。
- (12) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページなどで公表し、広く周知する。
- (13) 優れた助成事業の周知及び効果的な普及を図るため、助成事業報告会を3回開催する。
また、社会的課題の解決に向けた取組などを周知・普及するため、シンポジウムを開催する。

6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。
(参考)

区 分	平成 23 事業年度
4 月 1 日 現 在 の 被 共 済 職 員 数	710, 285 人
退 職 手 当 金 支 給 者 数	59, 215 人
退 職 手 当 金 支 給 額	77, 099, 182 千円
単 位 掛 金 額	44, 700 円

- (1) 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75日以内とする。
- (2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施するすべての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導するとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、意見交換及び事務取扱について指導等を行う。
さらに、共済制度に加入していない法人に対して加入促進活動を実施し、制度の一層の安定化を図るとともに、機構が主催するセミナー等における制度説明の実施や関係団体の協力を得てパンフレット等を配布するなど、効果的な制度周知を行うことにより、制度の適正な運営の確保を図る。
- (3) 利用者の手続き面での負担を軽減するため、次の措置を講じる。
- ① 電子届出システムについて、システム改善や操作性の向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を得られるように努める。
 - ② 事務処理の簡素化、処理期間の短縮を図る観点から電子届出システムの利便性の向上を目的に改善を図る。
- (4) 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。
また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。

7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 23 事業年度
新 規 加 入 者 数	387 人
新 規 年 金 受 給 者 数	2,140 人
保 険 対 象 加 入 者 数	79,331 人
年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	50,370 人
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	7,528,500 千円
年 金 給 付 保 険 金 額	12,174,804 千円

(1) 財政状況の検証

平成22年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。

また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。

(2) 扶養保険資金の運用

① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定した分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、扶養保険資金の運用を行う。

② 運用の目標

ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。

イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。

ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。

③ 運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行う。

④ 年金給付のための流動性の確保

年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

⑤ 運用に関する基本方針の定期的見直し

扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。

⑥ 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成23年度中に1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。

(参考) 基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%
外国債券	7.8%	±5%
外国株式	7.8%	±5%
短期資産	5.0%	±4%

⑦ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。

- ・ 資産全体
資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。
- ・ 各資産
各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。
- ・ 各運用受託機関及び各資産管理機関
運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。
また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。

⑧ 運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心とする。

⑨ 企業経営等に与える影響への考慮

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

⑩ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

平成22年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において確認等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

扶養共済制度を運営する地方公共団体の事務担当者に対する事務担当者会議を効率的に開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かくに対応する。

また、事務担当者会議について、地方公共団体に対して会議内容に関するアンケート調査を実施し、満足度が70%以上の回答を得る。

8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、福祉保健医療サービス事業費が減額される中で、効率的な運用を図り、利用者サービスの維持に努める。
 なお、見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定することにより、事業規模を縮減する。
- (2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、年間ヒット件数の増加に努めるとともに、利用機関登録数を8.3万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。
- (3) WAM NET基盤を機構等業務の電子届出として活用するとともに、WAM NET機能及び電子データ等を効率的に活用し、国の福祉保健医療施策を支援する。
- (4) バナー広告等の自己収入の拡大を図る。

9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、当該事業については、見直しの基本方針に基づき、現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じる。
 なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

○年金担保貸付事業

区 分		平成 23 事業年度
貸 付 契 約 額		186,900,000 千円
資 金 交 付 額		186,900,000 千円
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	186,900,000 千円 (82,000,000 千円)

○労災年金担保貸付事業

区 分		平成 23 事業年度
貸 付 契 約 額		4,800,000 千円
資 金 交 付 額		4,800,000 千円
原資	貸付回収金等	4,800,000 千円

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。
- (2) 利用者にとって必要な資金を貸し付けるとともに、無理のない返済とするため、貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施する。
- (3) ホームページ、リーフレット等により、制度取扱変更の内容等の周知を行う。
 また、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体20団体以上との連携協力による広範な広報活動を展開するとともに、多重債務者等の借入に関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。
- (4) 受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対して制度取扱変更内容等を周知徹底する。
- (5) 制度取扱変更にあわせて、借入申込から貸付実行までの事務処理方法の効率化について検討を行う。

10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- (1) 関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
また、受託金融機関事務打合せ会議を開催し、受託金融機関に対して債権の管理・回収等の留意点等を周知徹底する。
- (2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。
- (3) 転貸債権に係るローン保証会社24社すべてについて、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- (4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。
また、経済情勢の変化に伴うローン返済困難者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。
なお、返済条件変更措置の内容等については、時宜に応じて、関係機関、機構ホームページ等によりの確に周知する。
- (5) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、その迅速かつ着実な督促等の徹底を行うとともに、長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期回収に努める。
- (6) 転貸法人20法人に対して、監督官庁と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1 限度額

91,600百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
中期計画に定めた計画に基づき、不要財産の国庫納付を進める。

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
なし

第8 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項
業務改善にかかる支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源
- ・労災年金担保貸付勘定に係る事項
将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

- ① 事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。
- ② 人事評価制度を引き続き適正に実施し、人事や給与への反映等の取組を進める。
- ③ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を引き続き実施するとともに、専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得の支援を実施する。
- ④ 教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。

(2) 人員に係る指標

平成23年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。

予算
平成23年度予算

別表1

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	資 金 貸 付 勘 定	
収入									
運営費交付金	3,286,901	552,612	107,997						3,947,510
国庫補助金	2,081,376	21,312,337							23,393,713
社会福祉振興助成費補助金	2,081,376								2,081,376
給付費補助金		21,312,337							21,312,337
利子補給金	5,511,850								5,511,850
福祉医療貸付事業収入									
福祉医療貸付金利息	53,932,495								53,932,495
経営指導事業収入	45,053								45,053
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,720								19,720
退職手当共済事業収入		63,954,186							63,954,186
掛金		42,623,303							42,623,303
都道府県補助金		17,355,259							17,355,259
退職手当給付費支払資金戻入		3,957,078							3,957,078
給付費支払資金運用等収入		18,546							18,546
心身障害者扶養保険事業収入			33,496,126						33,496,126
保険料収入			8,615,034						8,615,034
保険金			12,128,500						12,128,500
特別給付金			98,005						98,005
弔慰金			97						97
信託運用収入			479,686						479,686
扶養保険資金戻入			12,174,804						12,174,804
年金担保貸付事業収入				3,610,591					3,610,591
年金担保貸付金利息									
労災年金担保貸付事業収入					46,250				46,250
労災年金担保貸付金利息									
承継債権管理回収業務収入						63,018,903			63,018,903
承継債権貸付金利息						63,016,168			63,016,168
手数料収入						2,735			2,735
利息収入	13,319			23	431	547,239			561,012
雑収入	15,767	817	231	888	11	3,568			21,282
計	64,906,481	85,819,952	33,604,354	3,611,502	46,692	63,569,710			251,558,691
支出									
福祉医療貸付事業費	56,812,196								56,812,196
支払利息	56,560,718								56,560,718
業務委託費	119,092								119,092
債券発行諸費	132,386								132,386
社会福祉振興助成金	2,081,376								2,081,376
退職手当共済事業費		85,266,523							85,266,523
退職手当給付金		77,099,182							77,099,182
退職手当給付費支払資金繰入		8,167,341							8,167,341
心身障害者扶養保険事業費			33,496,126						33,496,126
支払保険料			8,615,034						8,615,034
年金給付保険金			12,174,804						12,174,804
弔慰金給付保険金			98,005						98,005
特別弔慰金給付金			97						97
扶養保険資金繰入			12,608,186						12,608,186
年金担保貸付事業費				3,369,056					3,369,056
支払利息				1,242,888					1,242,888
業務委託費				1,969,976					1,969,976
債券発行諸費				156,192					156,192
労災年金担保貸付事業費					32,833				32,833
業務委託費						2,852,200			2,852,200
業務経費	1,097,181	276,041	35,185	62,744					4,326,534
福祉医療貸付業務経費	449,198								449,198
経営指導業務経費	71,931								71,931
福祉保健医療情報サービス業務経費	495,217								495,217
社会福祉振興助成業務経費	80,835								80,835
退職手当共済業務経費		276,041							276,041
心身障害者扶養保険業務経費			35,185						35,185
年金担保貸付業務経費				62,744					62,744
労災年金担保貸付業務経費					3,183				3,183
承継債権管理回収業務経費						2,852,200			2,852,200
一般管理費	252,398	35,833	6,760	41,494	3,274	106,515			446,274
人件費	2,031,181	241,555	66,283	132,513	2,694	410,944			2,885,170
計	62,274,332	85,819,952	33,604,354	3,605,807	41,984	3,369,659			188,716,088

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

収支計画
平成23年度収支計画

別表2

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	
費用の部	65,036,133	85,831,934	21,982,407	3,584,821	44,706	44,706	3,427,622		179,907,626
經常費用	65,036,133	77,664,593	20,998,265	3,584,821		44,706	3,427,622		170,756,142
福祉医療貸付業務費	59,810,041								59,810,041
借入金利息	52,681,290								52,681,290
債券利息	4,304,956								4,304,956
債券発行諸費	132,386								132,386
業務委託費	116,889								116,889
福祉医療貸付業務経費	445,326								445,326
貸倒引当金繰入	2,129,194								2,129,194
経営指導業務費									
経営指導業務経費	70,908								70,908
福祉保健医療情報サービス業務費									
福祉保健医療情報サービス業務経費	494,821								494,821
社会福祉振興助成業務費	2,160,920								2,160,920
社会福祉振興助成費	2,081,376								2,081,376
社会福祉振興助成業務経費	79,544								79,544
退職手当共済業務費		77,374,190							77,374,190
退職手当給付金		77,099,182							77,099,182
退職手当共済業務経費		275,008							275,008
心身障害者扶養保険業務費			20,922,866						20,922,866
支払保険料			8,615,034						8,615,034
給付金			12,272,906						12,272,906
心身障害者扶養保険業務経費			34,926						34,926
年金担保貸付業務費				3,378,230					3,378,230
借入金利息				181,692					181,692
債券利息				999,991					999,991
債券発行諸費				156,192					156,192
業務委託費				1,973,518					1,973,518
年金担保貸付業務経費				62,100					62,100
貸倒引当金繰入				4,737					4,737
労災年金担保貸付業務費						37,963			37,963
業務委託費						32,764			32,764
労災年金担保貸付業務経費						3,170			3,170
貸倒引当金繰入						2,029			2,029
承継債権管理回収業務費							2,850,951		2,850,951
承継債権管理回収業務経費							105,966		105,966
一般管理費	249,505	35,379	6,646	41,210	3,268				441,976
減価償却費	224,439	14,156	2,668	33,338	789				336,275
人件費	2,025,496	240,867	66,083	132,042	2,685		409,822		2,876,995
臨時損失		8,167,341	984,141						9,151,483
退職手当給付費支払資金繰入		8,167,341							8,167,341
心身障害者扶養保険責任準備金繰入			984,141						984,141
収益の部	65,029,409	85,831,934	22,622,316	3,675,975	48,048	63,736,200			240,943,886
運営費交付金収益	3,286,901	552,612	107,997						3,947,510
福祉医療貸付事業収入	53,852,865								53,852,865
経営指導事業収入	45,053								45,053
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,720								19,720
退職手当共済事業収入		42,641,849							42,641,849
掛金		42,623,303							42,623,303
給付費支払資金運用等収入		18,546							18,546
心身障害者扶養保険事業収入			22,511,991						22,511,991
受取保険料			8,615,034						8,615,034
保険金			12,226,602						12,226,602
金銭の信託運用益			1,670,355						1,670,355
年金担保貸付事業収入				3,656,355					3,656,355
労災年金担保貸付事業収入						47,091			47,091
承継債権管理回収業務収入							62,807,418		62,807,418
年金住宅資金等貸付金利息							62,804,683		62,804,683
手数料収入							2,735		2,735
補助金等収益	7,593,226	38,667,596							46,260,822
国庫補助金収益		21,312,337							21,312,337
都道府県補助金収益		17,355,259							17,355,259
社会福祉振興助成費補助金収益	2,081,376								2,081,376
利子補給金収益	5,511,850								5,511,850
資産見返運営費交付金戻入	202,723	12,670	2,297	1,548	201	49,187			268,628
財務収益									
受取利息	13,319				23	431	300,633		314,406
雑益	10,082	129	31		417	2	2,446		13,107
臨時利益		3,957,078					576,514		4,533,593
貸倒引当金戻入益							576,514		576,514
退職手当給付費支払資金戻入益		3,957,078							3,957,078
前中期目標期間繰越積立金取崩額	5,520			17,632		323			23,476
総利益又は総損失(△)	△ 6,723	0	639,909	91,153	3,342	60,308,577			61,036,260

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

資金計画
平成23年度資金計画

別表3

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	資 金 貸 付 勘 定	
資金支出	627,194,136	102,424,731	33,654,573	576,758,923	5,005,816	513,185,184			1,858,223,366
業務活動による支出	351,774,332	77,652,611	20,996,168	190,505,807	4,841,984	304,607,546			950,378,448
福祉医療貸付事業費	56,812,196								56,812,196
福祉医療貸付金による支出	289,500,000								289,500,000
社会福祉振興助成金による支出	2,081,376								2,081,376
退職手当共済事業費		77,099,182							77,099,182
心身障害者扶養保険事業費			20,887,940						20,887,940
年金担保貸付事業費				3,369,056					3,369,056
年金担保貸付金による支出				186,900,000					186,900,000
労災年金担保貸付事業費					32,833				32,833
労災年金担保貸付金による支出					4,800,000				4,800,000
人件費支出	2,031,181	241,555	66,283	132,513	2,694	410,944			2,885,170
経営指導業務費	71,931								71,931
その他の業務支出	1,277,648	311,874	41,945	104,238	6,457	3,028,873			4,771,035
国庫納付金の支払額						301,167,728			301,167,728
投資活動による支出						203,800,000			216,408,186
金銭の信託の増加による支出									12,608,186
有価証券の取得による支出						203,800,000			203,800,000
財務活動による支出	271,504,002			385,708,332					657,212,334
長期借入金の返済による支出	271,504,002			48,408,332					319,912,334
短期借入金の返済による支出				283,300,000					283,300,000
債券の償還による支出				54,000,000					54,000,000
翌年度への繰越金	3,915,802	24,772,120	50,219	544,784	163,832	4,777,638			34,224,397
資金収入	627,194,136	102,424,731	33,654,573	576,758,923	5,005,816	513,185,184			1,858,223,366
業務活動による収入	344,270,826	81,862,874	21,429,550	167,384,054	4,364,946	209,353,983			828,666,233
福祉医療貸付事業収入	53,932,495								53,932,495
福祉医療貸付回収金による収入	279,364,345								279,364,345
経営指導事業収入	45,053								45,053
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,720								19,720
退職手当共済事業収入		42,641,849							42,641,849
心身障害者扶養保険事業収入			21,321,322						21,321,322
年金担保貸付事業収入				3,610,591					3,610,591
年金担保貸付回収金による収入				163,772,552					163,772,552
労災年金担保貸付事業収入					46,250				46,250
労災年金担保貸付回収金による収入					4,318,254				4,318,254
承継債権管理回収業務収入						63,018,903			63,018,903
承継融資業務収入						145,784,273			145,784,273
運営費交付金収入	3,286,901	552,612	107,997						3,947,510
補助金等収入	7,593,226	38,667,596							46,260,822
その他の業務収入	29,086	817		231	911	550,807			582,294
投資活動による収入						301,100,000			313,274,804
金銭の信託の減少による収入									12,174,804
有価証券の償還による収入						301,100,000			301,100,000
財務活動による収入	279,000,000			408,700,000					687,700,000
長期借入れによる収入	246,000,000			43,400,000					289,400,000
短期借入れによる収入				283,300,000					283,300,000
債券の発行による収入	33,000,000			82,000,000					115,000,000
前年度よりの繰越金	3,923,310	20,561,857	50,219	674,869	640,870	2,731,200			28,582,328

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(5) **平成23年度予算について**

平成23年3月29日、国会の議決を経て平成23年度当初予算が成立しております。更に平成23年5月2日、国会の議決を経て平成23年度第一次補正予算が成立しております。内容は以下の通りです。

[貸付事業計画]

【一般勘定】

区 分		平成22年度 予 算 額	平成23年度		
			当初予算額	第一次補正	計
福 祉 貸 付	貸付契約額	1,250	1,715	264	1,979
	資金交付額	1,263	1,526	264	1,790
医 療 貸 付	貸付契約額	1,348	1,623	1,436	3,059
	資金交付額	1,224	1,369	1,436	2,805
小 計	貸付契約額	2,598	3,338	1,700	5,038
	資金交付額	2,487	2,895	1,700	4,595
	財政融資資金借入金	2,083	2,460	1,700	4,160
	自 己 資 金	404	435	0	435
	(うち財投機関債)	(330)	(330)	(0)	(330)

(参考)

【年金担保貸付勘定】

区 分		22年度予算額	23年度予定額
年 金 担 保 貸 付	貸付契約額	1,863	1,869
	資金交付額	1,863	1,869
	民 間 借 入 金	398	434
	自 己 資 金	1,465	1,435
	(うち財投機関債)	(590)	(820)

【労災年金担保貸付勘定】

区 分		22年度予算額	23年度予定額
労 災 年 金 担 保 貸 付	貸付契約額	49	48
	資金交付額	49	48
	自 己 資 金	49	48

[交付金・補給金・補助金等の概要]

区 分	平成22年度 予 算 額	平成23年度		
		当初予算額	第一次補正	計
	千円	千円	千円	千円
一 般 勘 定	12,097,681	10,880,127	10,000,000	20,880,127
運 営 費 交 付 金	3,450,418	3,286,901		3,286,901
助 成 費 補 助 金	3,047,263	2,081,376		2,081,376
利 子 補 給 金	5,600,000	5,511,850		5,511,850
政 府 出 資 金	-	-	10,000,000	10,000,000
共 済 勘 定	26,169,749	21,864,949	0	21,864,949
運 営 費 交 付 金	552,612	552,612		552,612
給 付 費 補 助 金 (給 付 費 総 額)	25,617,137 (90,853,890)	21,312,337 (77,099,182)		21,312,337 (77,099,182)
保 険 勘 定				
運 営 費 交 付 金	117,924	107,997		107,997
合 計	38,385,354	32,853,073	10,000,000	42,853,073
(内、運営費交付金)	4,120,954	3,947,510	0	3,947,510

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

(東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス9階)

なお、機構ホームページ (<http://hp.wam.go.jp/>) にも掲載されております。